

平成 29 年 10 月 23 日
医療対策局医務国保課

桑員区域における特例適用診療所の申出について

<周産期医療（施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 3 号）>

診療所名称	医療法人 小塚産婦人科																		
開設の場所	桑名市大字矢田																		
診療科目	産婦人科、内科																		
申出病床数 (現在病床数)	12床 (0床)																		
申出(増床を希望する)理由	<p>(経緯)</p> <p>平成元年に開業し、分娩を取り扱っていた(16床)が、平成17年に管理医の健康上の理由で分娩を休止し、平成21年1月に病床を廃止(0床)した。平成29年2月から、診療を休止している。</p> <p>管理医の体調が回復してきたこと、他県で産婦人科診療を行っていた子息が帰郷してきたことから、常勤医師2名体制により、診療・分娩を再開するとして、今回の申出に至った。</p> <p>(桑員区域における周産期医療の状況)</p> <p>桑員区域では、分娩を取り扱う診療所が1施設しかなく、診療所における分娩件数が病院よりかなり少ない状況である。</p> <p style="text-align: center;">(分娩取扱いの状況)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>桑員区域：診療所 35%、病院 65%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県全体：診療所 63%、病院 37%</td> </tr> </table> <p>(今後の方向性)</p> <p>今後も桑員区域の周産期医療体制を維持していくためには、診療所と病院との機能分担をより一層進め、区域内の3病院がその機能を十分発揮できるよう、診療所の体制強化が重要となっている。このため、当該診療所では分娩の取扱いを再開し、桑員区域の病院と連携していくとしている。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>桑員区域の分娩取扱い施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①桑名東医療センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②ヨナハ産婦人科小児科病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③いなべ総合病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○診療所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④ほりベレディースクリニック</td> </tr> </table>	{	桑員区域：診療所 35%、病院 65%		県全体：診療所 63%、病院 37%	{	桑員区域の分娩取扱い施設		○病院		①桑名東医療センター		②ヨナハ産婦人科小児科病院		③いなべ総合病院		○診療所		④ほりベレディースクリニック
{	桑員区域：診療所 35%、病院 65%																		
	県全体：診療所 63%、病院 37%																		
{	桑員区域の分娩取扱い施設																		
	○病院																		
	①桑名東医療センター																		
	②ヨナハ産婦人科小児科病院																		
	③いなべ総合病院																		
	○診療所																		
	④ほりベレディースクリニック																		
増床予定年月日	平成30年10月																		
その他	<p>日本産科婦人科学会専門医：小塚良允、小塚良哲</p> <p>看護師等採用予定数：助産師6名、看護師6名、看護助手4名</p> <p>事務員採用予定数：2～3名</p>																		

※適合基準：特例適用診療所の申出に係る診療所に関して、次のいずれにも該当又は特例適用後に該当することを確約すること。

- 1 産科又は産婦人科を標榜すること。
- 2 分娩を取り扱うこと。
- 3 産婦人科に関する専門医を配置すること。